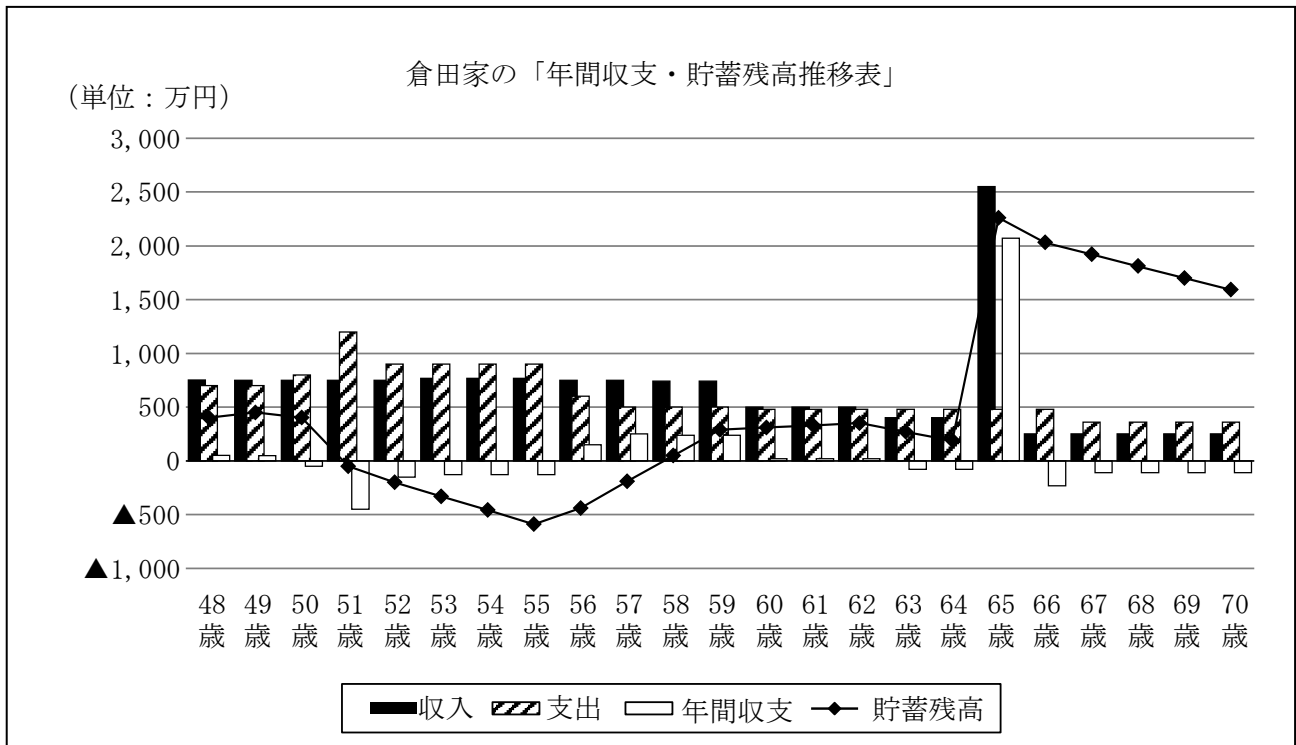


問 1

会社員の倉田さん（48歳）は、定年退職後の生活資金について準備を始めるために、税理士資格を有するCFP®認定者にライフプランニングとキャッシュフローの分析を依頼したところ、次の<倉田家の「年間収支・貯蓄残高推移表」>のようになることが判明しました。特に子どもの大学入学以降に貯蓄残高が大きく減少し、マイナスとなる期間もあるため、その対策を早急に検討することにしました。倉田家の家計に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。



<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税に関する資料：納税者の合計所得金額が900万円以下の場合>

所得控除	社会保険料控除	所得税と同じ	
	生命保険料控除	1. 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		15,000円以下	支払金額の全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円
		2. 2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
	12,000円以下	支払金額の全額	
12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 + 6,000円		
32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4 + 14,000円		
56,000円超	28,000円		
地震保険料控除	1. 地震保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	50,000円以下	支払金額の1/2	
	50,000円超	25,000円	
	2. 旧長期損害保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	5,000円以下	支払金額の全額	
	5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2 + 2,500円	
15,000円超	10,000円		
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	330,000円	
	特定扶養親族	450,000円	
税率	道府県民税	4%	
	市町村民税	6%	
均等割額	4,000円		

(注) 年間の支払保険料の合計とは、その年に支払った保険料の合計額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

<令和7年分 給与所得の源泉徴収票>

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)																	
		(役職名)																	
		氏名	(フリガナ) クラタ ミノル 倉田 稔																
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額									
給料・賞与	7520000			5668000			3363000			133000									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数					
有	従有	380000		1	特定	老人	その他	特親											
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
		1215000			80000			48000											
(摘要)																			
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額									
				120,000		40,000													
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用款		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)							
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) クラタ ミキ 氏名 倉田 美紀		配偶者の合計所得		0		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額		基礎控除の額 630,000 所得金額調整控除額							
控除対象扶養親族等		(フリガナ) クラタ アヤカ 氏名 倉田 彩香		(フリガナ) クラタ マサト 氏名 倉田 雅人		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		(フリガナ) 氏名		(フリガナ) 氏名							
未成年者		外国	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者 特 別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職		受給者生年月日						
											就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
																昭和	52	07	21
(受給者交付用)		支払者		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		株式会社Y L		(電話)									

(問題 1)

(設問A) 倉田さんは現状を把握するため、2025年分の給与所得の源泉徴収票に基づき、給与収入から2025年中に給与天引きされた社会保険料等の額、ならびに2025年分の給与所得に対して課税される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することとした。2025年中に株式会社YLからの給与以外の収入がないものとした場合、倉田さんの2025年における手取り金額として、正しいものはどれか。なお、森林環境税および住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(1) 2025年分の給与収入	7,520,000円
(2) 2025年中に給与天引きされた社会保険料等の額	***円
(3) 2025年分の給与所得に対して課税される所得税の額	***円
(4) 2025年分の給与所得に対して課税される住民税の額	***円
(5) 手取り金額 = (1) - (2) - (3) - (4)	***円

※問題作成の都合上、一部を「***」で表示している。

1. 5,842,000円
2. 5,885,000円
3. 5,889,500円
4. 5,937,500円

(問題4)

(設問D) 倉田さんは、父が生前居住の用に供していた不動産を相続（限定承認ではない）により取得した。この不動産を2026年に譲渡した場合、この譲渡に係る所得税および住民税の金額（合計額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除、森林環境税、住民税の均等割および調整控除を考慮せず計算するものとする。

○父の取得に係る内容

- ・ 取得年月日 1995年12月1日
- ・ 土地の取得価額 1,600万円
- ・ 建物の取得価額 2,400万円

○相続に係る内容

- ・ 相続開始の日 2013年9月30日
- ・ 土地の相続税評価額 1,900万円
- ・ 建物の相続税評価額 1,441万円
- ・ 相続人は倉田さんのみである。
- ・ この相続について相続税は発生していない。

○譲渡に係る内容

- ・ 譲渡年月日 2026年4月30日
- ・ 土地および建物の譲渡価額 4,300万円
- ・ 建物の譲渡直前までの減価の額 2,009万円
- ・ 譲渡費用（譲渡年に現金で支払う） 150万円
- ・ 相続の時から譲渡の時まで空き家であった。

1. 300,000円
2. 1,132,600円
3. 1,618,000円
4. 4,318,000円

(問題5)

(設問E) 仮に倉田さんが60歳で死亡した場合、倉田さんの妻が受け取ることができる死亡保険金は以下のとおりである。これらの死亡保険金を妻が受け取った場合、その年における妻の所得税の課税総所得金額として、正しいものはどれか。

○倉田さんの妻の給与収入等

※妻は正社員として働くものとする。

- ・ 給与所得 260万円
- ・ 所得控除額 154万円

○倉田さんの死亡により妻が受け取ることができる保険契約

	YH定期保険	YI終身保険	YJ医療保険
契約年月	2020年4月	2011年3月	2015年1月
保険契約者(保険料負担者)	妻	妻	倉田さん
被保険者	倉田さん	倉田さん	倉田さん
保険金の受取人	妻	妻	妻
保険料の払込方法	月払い	一時払い	月払い
死亡保険金の額	300万円	200万円	100万円
支払保険料の総額	22万円	198万円	40万円

- ・ 死亡保険金はすべて一時金で支払われるものとする。
- ・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

1. 221万円
2. 246万円
3. 251万円
4. 336万円

問2

明石さんは以前からビル2棟を所有しており、その全室を賃貸の用に供しています。この賃貸ビルの不動産所得に係る所得税等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、明石さんには不動産所得以外の所得はありません。

(問題6)

(設問A) 明石さんが2025年中に賃借人から受け取った家賃等の金額が以下のとおりである場合、明石さんの2025年分の不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、家賃等の収入時期については、所得税法の原則的な取扱いにより計上するものとする。

物件名	受け取った家賃の金額(注1)	前年末における未収金額(注1)	当年末における未収金額(注1)	備考
ビルA	1,300万円	30万円	60万円	(注2)(注3)
ビルB	1,750万円	0円	100万円	(注4)

(注1) 賃借人とはすべて建物賃貸借契約を締結しており、その契約において家賃の支払日が定められている。未収金額とは、前年または当年の年末までに支払日の到来した家賃のうち、それぞれの年末において未収となっているものをいう。

(注2) 受け取った家賃の金額のほかに、敷金50万円(全額退去時に返還する)の入金があった。

(注3) 前年末における未収金額30万円については、2025年中にすべて回収されており、受け取った家賃の金額の中に含まれている。

(注4) 受け取った家賃の金額のほかに、保証金150万円(契約開始時に20%を償却し、残額は退去時に返還する)、更新料80万円(全額返還しない)の入金があった。

1. 3,160万円
2. 3,290万円
3. 3,320万円
4. 3,410万円

(問題7)

(設問B) 仮に明石さんの2026年におけるビル賃貸業の予想収支等が以下のとおりである場合、2026年分のビル賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せずに不動産所得の金額の25%として計算し、実際の納税の時期にかかわらず2026年分の支出に含めて計算するものとする。

・ 家賃収入金額	3,500万円
・ 固定資産税	697万円
・ 減価償却費	953万円
・ 借入金に係る元金返済額	1,300万円
・ 借入金に係る利子支払額	350万円
(このうち60万円は土地の取得に係る部分の金額である)	
・ 2026年分として支払うその他必要経費の金額	215万円
・ 青色申告特別控除額	65万円

※未収、未払等の経過勘定項目は発生していないものとする。

1. 553万円
2. 568万円
3. 618万円
4. 633万円

(問題8)

(設問C) 明石さんの知人で、個人で不動産賃貸業を営んでいる福岡さんは、2025年は消費税の課税事業者となる。福岡さんの2025年分の不動産賃貸に係る損益等の状況は以下のとおりである。消費税の簡易課税制度が適用される場合、福岡さんが納付すべき消費税の金額として、正しいものはどれか。なお、本設問における「消費税」とは、国税である消費税7.8%および地方消費税2.2%のことをいい、福岡さんは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)」を提出したことはない。

項目		金額
総収入金額	店舗の賃貸収入	1,980万円
	住宅の賃貸収入	1,210万円
必要経費	課税仕入れに係る経費の金額	1,100万円
	非課税仕入れに係る経費の金額	1,430万円

・ 上表中の金額のうち、消費税が課税されるものについては税込み表示としている。

1. 174万円
2. 108万円
3. 80万円
4. 60万円

問3

野村さんは、これまで勤務していた株式会社SCを早期退職して、2025年5月1日から個人でインテリア雑貨屋を新規開業しました。野村さんの2025年分の事業所得に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2025年分の事業所得の金額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題9)

(設問A) 野村さんの開業に伴う税務上の届出等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 野村さんが、2025年分の所得税の確定申告について、青色申告制度により確定申告をしようとする場合には、2025年分の確定申告期限までに「所得税の青色申告承認申請書」を提出しなければならない。
2. 野村さんが、開業当初から支給する青色事業専従者給与を必要経費に算入するためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を2025年の年末までに提出しなければならない。
3. 野村さんが、給与の支給人員を常時10人未満で雇用している場合、2025年6月支給分の給与から源泉所得税の納期の特例の適用を受けようとするときは、2025年6月末までに「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出しなければならない。
4. 野村さんが、2025年分の所得税の確定申告において、コピー機の減価償却方法について定率法を選択しようとする場合、2025年分の確定申告期限までに「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなければならない。

(問題10)

(設問B) 野村さんが経営するインテリア雑貨屋は、妻が所有しているアパートの一室を倉庫として利用している。また、野村さんは、妻から300万円、妻の母から1,000万円を借りて、運転資金としている。インテリア雑貨屋に係る支払い内容が以下のとおりである場合、野村さんの2025年の所得税における事業所得の計算上、必要経費となる金額として、正しいものはどれか。

支払先	生計	支払い内容	金額
妻	野村さんと生計を一にしている	借入金の利息	3万円
		倉庫の家賃	0円
妻の母	野村さんと生計が別である	借入金の元金	15万円
		借入金の利息	9万円
		アルバイト代	5万円

- ・ 妻の所有する倉庫について、適正な賃料は8万円で、適正な減価償却費は6万円である。また、倉庫の固定資産税は4万円であり、すべて妻が支払っている。
- ・ 「青色事業専従者給与に関する届出書」は提出していない。
- ・ 上記の金額はすべて2025年の事業期間に対応するもので年間の合計額である。

1. 14万円
2. 19万円
3. 24万円
4. 32万円

(問題 1 1)

(設問C) 野村さんは、2025年7月に中古の陳列棚を購入し、同月から事業の用に供した。その購入に関する内容は以下のとおりである。2025年分の所得税における事業所得の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、この中古の陳列棚は残存使用可能期間を見積もることが困難であるため、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められた簡便な計算方法による耐用年数とする。また、野村さんは減価償却方法についての届出は行っておらず、法定償却方法によるものとする。

- ・ 中古の陳列棚の購入価格 110万円
- ・ 経過年数 4年7ヵ月
- ・ 法定耐用年数 8年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
4年	0.250	0.500
5年	0.200	0.400
8年	0.125	0.250

1. 68,750円
2. 110,000円
3. 137,500円
4. 275,000円

(問題 1 2)

(設問D) 野村さんは、これまで勤務していたSC社を2025年3月に早期退職した。2025年から2029年までの所得等が以下のとおりである場合、野村さんの2029年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、野村さんは開業時から青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に適正に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用はないものとする。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2025年	給与所得 100万円	120万円
	事業所得 ▲760万円	
	退職所得 140万円	
2026年	事業所得 ▲90万円	110万円
	一時所得 ▲100万円	
2027年	事業所得 120万円	130万円
2028年	事業所得 330万円	100万円
2029年	事業所得 650万円	150万円
	配当所得 50万円	

- ・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。
- ・ 配当所得は少額配当には該当せず、総合課税の適用を受けている。

1. 290万円
2. 360万円
3. 390万円
4. 460万円

(問題 13)

(設問E) 野村さんの2025年分の事業所得の状況等は以下のとおりと予想される。野村さんの所得が事業所得のみであった場合、2025年分の税引後(所得税および住民税を控除した後)のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、2025年に支払う所得税および住民税の合計金額は22万円とする。

項目	金額	備考
収入金額	630万円	すべて現金収入である。
必要経費	353万円	減価償却費以外はすべて現金による支出である。
投資額	155万円	商品陳列棚の現金支出額である。減価償却費は20万円であり、上記の必要経費に含まれている。
借入額	130万円	店舗改装用に当年に金融機関から借り入れた金額で、2025年12月末日までに元金15万円を返済し、借入利息4万円(上記の必要経費に含まれている)を支払っている。

1. 215万円
2. 235万円
3. 250万円
4. 257万円

問4

給与所得者に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
190万円 以下		65万円
190万円 超	360万円 以下	収入金額×30%+ 8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%+ 44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%+ 110万円
850万円 超		195万円 (上限)

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 1 4)

(設問A) 布施さんは株式会社PAの専務取締役である。2025年中に布施さんがPA社から受け取った給与等の金額が以下のとおりである場合、布施さんの2025年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。なお、布施さんについて「事前確定届出給与に関する届出書」は提出されていない。

項目	金額	備考	
役員報酬	1,080万円	毎月90万円が支給されている。	
役員賞与	90万円	11月に支給されている。	
宿泊手当	10万円	出張旅費規程に基づき支給された金額で、通常必要であると認められるものである。	
保険料	60万円	役員のみを対象とした下記の養老保険の年間の保険料である。	
		保険契約者(保険料負担者)	PA社
		被保険者	布施さん
		保険料	月額5万円(月払い)
		死亡保険金の受取人	布施さんの遺族
		満期保険金の受取人	布施さん

- 上記のほかに、PA社は布施さんへ2025年中、継続して社宅を無償で貸与している。税務上、通常支払うべき使用料に相当する額(賃貸料相当額)は月額10万円であり、2025年1月から12月の期間に係る社宅貸与による専務取締役への経済的利益は120万円である。

- 1,230万円
- 1,320万円
- 1,350万円
- 1,360万円

(問題 15)

(設問B) 藤原さんは、株式会社R Fの取締役を務めるほかに、グループ会社である株式会社R Gの取締役も非常勤で務めていたが、2025年中に退職している。藤原さんの2025年分の源泉徴収票の内容が下記資料のとおりである場合、2025年分の所得税の確定申告における所得税額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

<資料>

支払者	役員報酬支払金額	社会保険料等の金額	源泉徴収税額	摘要
株式会社R F	7,500,000円	1,150,000円	550,000円	年末調整未済
株式会社R G	750,000円	—	23,000円	年末調整未済

・ 2025年分の所得税の計算における所得控除の金額について、「社会保険料等の金額」は上表記載のとおりであり、そのほかに所得控除額が750,000円ある。

1. 250,500円が還付される。
2. 115,500円が還付される。
3. 34,500円を納付する。
4. 158,500円を納付する。

(問題 16)

(設問C) 湯本さんは株式会社R Jに勤務する会社員である。湯本さんの2025年中の収入が以下のとおりである場合、湯本さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

○給与収入等に関する内容

- ・ 基本給 770万円
- ・ 資格手当 30万円 (注1)
- ・ 通勤手当 18万円 (注2)
- ・ 賞与 140万円

(注1) R J社が特定の資格を有する社員に対して1ヵ月当たり25,000円を支給している。

(注2) 1ヵ月当たり15,000円が支給されている。湯本さんは公共交通機関を利用しており、当該金額は一般の通勤者につき通常必要と認められるものである。

※湯本さんには、湯本さんと同居し生計を一にする長女(17歳)および長男(15歳)がいる。
長女、長男はいずれも収入はない。

※年齢は2025年12月末日の現況である。

1. 7,090,000円
2. 7,360,000円
3. 7,450,000円
4. 7,522,000円

問5

所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題17)

(設問A) リサイクルショップを営んでいる個人事業主の天野さんは、店舗として賃借しているビルが建て替えられることになり、2025年8月に立退きを余儀なくされた。この立退きに伴い天野さんが受け取った立退き料等が以下のとおりであった場合、天野さんの2025年分の所得税に関する以下の文章の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<立退き料等に関する内容>

- ・ 立退き料 : 800万円 (借家権の対価には該当しない)
- ・ 保証金 : 100万円 (賃貸借契約の終了により家主から返還された保証金)
- ・ 休業補償金 : 200万円 (移転休業中の収入および固定費を補填するための補償金)
- ・ 損害賠償金 : 70万円 (店舗移転作業中の引越業者の過失による商品破損に対する損害賠償金)

<天野さんの2025年分の所得税>

- ・ 総所得金額に算入すべき一時所得の金額は (ア) である。
- ・ 事業所得の総収入金額に算入すべき金額は (イ) である。

1. (ア) 375万円 (イ) 270万円
2. (ア) 375万円 (イ) 300万円
3. (ア) 375万円 (イ) 370万円
4. (ア) 400万円 (イ) 270万円

問6

所得税の退職所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題18)

(設問A) 三上さん(26歳)は、2021年4月1日に初めての就職先として知人が経営する株式会社RKの取締役就任した。その後、2025年9月30日にRK社の取締役を辞任しており、その際、RK社から以下のとおり退職一時金が支給された。三上さんの2025年分の退職所得の金額として、正しいものはどれか。

支払者	支給年月	金額	役員就任期間
RK社	2025年10月	500万円	2021年4月1日～2025年9月30日

- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではないものとする。
- ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出されているものとする。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはないものとする。

1. 150万円
2. 170万円
3. 300万円
4. 340万円

問7

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題19)

(設問A) 佐野さんが2025年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、佐野さんの2025年分の所得税の確定申告で総合課税を選択したときの配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについては、すべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社YA	90,000円	12ヵ月	・ 上場株式である。
株式会社YB	180,000円	12ヵ月	・ 非上場株式である。
株式会社YC	48,000円	6ヵ月	・ 上場株式である。
	53,000円	6ヵ月	・ 配当は年2回である。
株式会社YD	67,000円	6ヵ月	・ 非上場株式である。
	44,000円	6ヵ月	・ 配当は年2回である。
国内公募株式 投資信託	82,000円	12ヵ月	・ 国内の上場株式を投資対象とする投資信託である。 ・ 2025年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。 ・ 分配は年1回であり、左記の金額は普通分配金に該当する。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、佐野さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 佐野さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2025年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2025年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 180,000円
2. 247,000円
3. 300,000円
4. 329,000円

(問題20)

(設問B) 室井さんの2021年から2025年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について各年分において申告分離課税により確定申告をした場合、室井さんの2025年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	銘柄	譲渡所得の内訳	
2021年分	株式会社YW	収入金額 120万円 取得費 150万円 譲渡費用 1万円	6万円
2022年分	株式会社YX	収入金額 404万円 取得費 389万円 譲渡費用 3万円	5万円
2023年分	取引なし		3万円
2024年分	株式会社YY	収入金額 222万円 取得費 238万円 譲渡費用 2万円	12万円
2025年分	株式会社YZ	収入金額 356万円 取得費 331万円 譲渡費用 4万円	7万円

- ・ 室井さんは2021年分の所得税の確定申告以後、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2020年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、室井さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 少額投資非課税制度の口座（NISA口座）の利用による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 6万円
2. 11万円
3. 18万円
4. 23万円

(問題 2 1)

(設問C) 大垣さんの2025年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。大垣さんの2025年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、大垣さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
P B 株式	2022年 9月27日	2025年 3月25日	420万円	390万円	(注1)
P C 株式	2024年 7月17日	2025年 5月28日	150万円	200万円	(注2)
P D 株式	2020年 2月14日	2025年 10月6日	440万円	350万円	(注3)

・ 大垣さんはこれまでに上記以外の株式等の取引を行っていないものとする。

(注1) 大垣さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのB特定口座でP B株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はP B株式の譲渡のみである。

(注2) 大垣さんは、従前からC証券会社にC特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのC特定口座でP C株式の取引を行っている。なお、本年中にC特定口座で行われた取引はP C株式の譲渡のみである。

(注3) 大垣さんは、従前からD証券会社にD一般口座を開設しており、そのD一般口座でP D株式の取引を行っている。なお、本年中にD一般口座で行われた取引はP D株式の譲渡のみである。

1. 40万円
2. 70万円
3. 90万円
4. 120万円

(問題 2 2)

(設問D) 青山さんの2025年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。青山さんの2025年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

銘柄	取引日	区分	数量	単価	取得費	譲渡価額	譲渡費用
PE株式	2025年10月27日	譲渡	1,500株	2,000円	<資料>	3,000,000円	30,000円

<資料> PE株式の取引の状況

取引日	区分	数量	単価	収入金額	支払金額
2020年 9月28日	取得	1,800株	1,500円	—	2,700,000円
2021年 7月12日	取得	2,200株	1,800円	—	3,960,000円
2022年 6月23日	譲渡	2,000株	2,100円	4,200,000円	—
2024年 8月22日	取得	500株	1,600円	—	800,000円
2024年12月19日	譲渡	1,500株	1,900円	2,850,000円	—
2025年 6月24日	取得	1,000株	1,800円	—	1,800,000円

- ・ 単価および支払金額は手数料を含んだ金額である。
- ・ 青山さんは、証券会社の一般口座で取引を行っており、上記以外の株式の取引は行っていないものとする。

1. 270,000円
2. 381,000円
3. 411,000円
4. 492,000円

(問題23)

(設問E) P F 株式会社に勤務している川野さんは、以下の条件でP F 社から無償で付与されたストック・オプションについて、2025年中にすべて権利行使をしてP F 社の株式を取得し、同年中に全株式を売却した。川野さんの2025年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

○川野さんに付与されたストック・オプションの内容

川野さんへ付与された新株予約権の個数	15個
新株予約権の目的である株式の数	1個当たり100株
権利行使株数	1,500株
権利行使価額	1株 3,800円

○P F 社の株価に関する情報

川野さんへの権利付与時の時価	1株 3,600円
川野さんが権利行使した時の時価	1株 5,000円
川野さんが権利行使により取得した株式の譲渡時の時価	1株 5,800円

- ・ スtock・オプションにおける税制適格要件のすべてを満たしており、その適用を受ける旨の届出をしている。
- ・ 2025年中に川野さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。

1. 120万円
2. 180万円
3. 300万円
4. 330万円

問 8

居住用財産の譲渡に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。

(問題 2 4)

(設問A) 鶴見さんは、所有する居住用財産（土地および建物）を2025年11月に売却した。居住用財産の売却に関する内容は以下のとおりである。鶴見さんの居住用財産の譲渡所得に係る所得税および住民税の金額（合計額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。また、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せず計算し、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

○鶴見さんの居住用財産の売却に関する内容

取得年月	2010年12月	取得価額	土地	1,500万円
			建物（木造）（注1）	2,000万円
譲渡年月	2025年11月	譲渡価額	土地および建物	6,000万円
		譲渡費用（注2）		210万円

（注1）居住用建物（木造）の法定耐用年数は22年である。

（注2）譲渡費用は、譲渡年において現金で支払ったものである。

○「建物の取得費」の計算方法

① 建物の取得価額	2,000万円
② 建物の減価償却費相当額	***円
③ 建物の取得費（＝①－②）	***円

○旧定額法の償却率

年数	22年	33年	44年
償却率	0.046	0.031	0.023

※問題作成の都合上、一部を「***」で表示している。

1. 177,800円
2. 254,000円
3. 308,000円
4. 744,800円

問9

利子や為替差損益に対する所得税の取扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題25)

(設問A) 非永住者以外の居住者である会社員の浅見さんは、以前に銀行の国内支店で預け入れたGA定期預金とGB定期預金の2種類の通貨の外貨建て預金(為替予約なし)がいずれも満期となり、預金利息と為替差損益が生じた。浅見さんの2025年中の収入等が以下のとおりであった場合、浅見さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

<2025年中の収入等の状況>

○勤務先からの給与所得 720万円

○外貨預金の利息および為替差損益

預金	預金利息(税引前)	為替差損益
GA定期預金	20万円	為替差損 35万円
GB定期預金	9万円	為替差益 12万円

・これらの外貨預金の受取利息は、いずれも国内において源泉徴収されるものであり、かつ、外国所得税が課されるものではない。

○副業の講演による収入 60万円

事業的規模ではなく、必要経費としての適正額は20万円である。

1. 737万円
2. 760万円
3. 766万円
4. 789万円

問10

所得税の損益通算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題26)

(設問A) 個人事業を営む榎並さんは、資産運用の一環として銀行借入れにより中古の賃貸用アパート1棟を購入した。榎並さんの2026年分の所得等の内容が以下のとおりであった場合、榎並さんの2026年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得税の金額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

○事業所得の金額：800万円

○不動産所得に係る内容

- ・ 賃貸収入：400万円
- ・ 必要経費：565万円

(内訳) 支払利息：80万円 (アパートの取得に要した借入金利子)

その他経費：485万円 (必要経費として適正額)

○不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,500万円	自己資金	1,000万円
建物	2,500万円	銀行借入金	4,000万円
合計	5,000万円	合計	5,000万円

- ・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。
- ・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 635万円
2. 665万円
3. 675万円
4. 685万円

(問題 27)

(設問B) 大下さんの2026年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、大下さんの2026年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額	備考
給与所得	390万円	
事業所得	▲400万円	
不動産所得	▲50万円	土地を取得するために要した負債利子はない。
譲渡所得	▲30万円	通勤用車両の売却によるものである。
一時所得	510万円	生命保険契約の満期によるものである。
雑所得	▲20万円	臨時的な論文の投稿によるものである。

・ 所得控除額は170万円である。

1. 25万円
2. 40万円
3. 45万円
4. 55万円

問 1 1

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2025年分の所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

<住宅ローン控除借入限度額>（2025年に住宅を新築等して入居した場合）

区分		借入限度額
認定住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円
		特例対象個人：5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円
		特例対象個人：4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円
		特例対象個人：4,000万円

(問題 28)

(設問A) 共働きの会社員である別所さんと妻の香織さんは、2025年6月に新築マンションを購入した後、直ちに居住の用に供した。別所さん夫妻が購入したマンションの概要および取得資金の内訳等が以下のとおりである場合、別所さん夫妻の2025年分の所得税の計算上、確定申告により適用を受けることができる住宅ローン控除の金額(合計額)として、正しいものはどれか。

<別所さん夫妻が購入したマンションの概要>

- ・ 床面積 78m² (すべて居住用である)
- ・ 取得価額 6,700万円
- ・ 認定長期優良住宅に該当する。
- ・ 別所さん4/5、香織さん1/5の共有名義で登記している。

<取得資金の内訳>

調達先等	金額(注1)	返済期間	金利	債務者	2025年の年末借入残高	備考
自己資金	1,000万円	—	—	—	—	(注2)
金融機関	5,200万円	25年	2.2%	別所さん 香織さん	5,000万円	(注3)
別所さんの勤務先からの社内融資	300万円	10年	1.5%	別所さん	290万円	(注4)
別所さんの父	200万円	8年	1.2%	別所さん	190万円	(注5)

(注1) 金融機関、別所さんの勤務先からの社内融資、別所さんの父の金額は、当初借入額である。

(注2) 自己資金の内訳は、別所さん700万円、香織さん300万円である。

(注3) 別所さんと香織さんの連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注4) 別所さんは勤務先の役員ではない。

(注5) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

<その他>

- ・ 2025年分の年末調整後の所得税額は、別所さんが40万円、香織さんが5万円である。
- ・ 別所さん夫妻は、住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしており、特例対象個人に該当するものとする。

1. 350,300円
2. 363,600円
3. 370,300円
4. 383,600円

(問題 29)

(設問B) 北村さんは、2020年11月に住宅を取得し、取得後直ちに居住の用に供した。住宅取得に当たり、下記の内容で金融機関の住宅ローンを借入れ、居住の年より所得税の住宅ローン控除の適用を受けている。北村さんが、この住宅ローンを借入れから5年経過時に一部繰上げ返済する場合、繰上げ返済後における住宅ローン控除の適用可否について述べた次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済後においても住宅ローン控除の適用を受けるための他の要件はすべて満たしているものとする。

項目	内容
借入先	株式会社YN銀行
住宅借入金等の内訳	住宅および土地等
住宅借入金等の金額	当初金額 2,000万円
償還期間または賦払期間	2020年11月1日から2045年10月31日までの25年間
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の返済日は2020年12月1日 ・ それ以降、償還期間の終了時までの期間にわたり、原則、毎月1日期日による月払い ・ 繰上げ返済を行っても、繰上げ返済時から償還期間の終了時までの期間にわたり、原則、毎月1日期日による月払い

- (ア) 繰上げ返済により、繰上げ返済時から返済終了時までの返済期間が7年間となった場合でも、繰上げ返済した年以後において住宅ローン控除の適用を受けることができる期間がある。
- (イ) 繰上げ返済により、繰上げ返済時から返済終了時までの返済期間が12年間となった場合でも、繰上げ返済した年以後において住宅ローン控除の適用を受けることができる期間がある。

1. (ア) は不適切、(イ) は不適切。
2. (ア) は不適切、(イ) は適切。
3. (ア) は適切、(イ) は適切。
4. (ア) は適切、(イ) は不適切。

問12

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題30)

(設問A) 関根さんの2026年における所得等が以下のとおりであった場合、関根さんの2026年の所得税額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額		備考
給与所得	所得金額	436万円	退職前にHA社から支払われたものである。
退職所得	収入金額	950万円	20年間勤務したHA社から支払われたものである。
事業所得	収入金額	800万円	惣菜店の事業に係るものである。
	必要経費	1,000万円	
不動産所得	収入金額	250万円	事業的規模ではなく、必要経費には土地負債利子は含まれていない。
	必要経費	105万円	

- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではないものとする。
- ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出されているものとする。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。
- ・ 所得控除の金額は120万円である。
- ・ 65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。

1. 135,500円
2. 136,000円
3. 173,500円
4. 201,000円

問 1 3

所得税の申告に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 1)

(設問A) 会社員の長谷川さんは、勤務先からの給与所得以外の所得はなく、勤務先で年末調整を受けていたため、これまで所得税の確定申告を行ったことはなかった。しかし、2026年の年末になり、2025年分の所得税において医療費控除の適用要件を満たしていることを知った。長谷川さんの所得税に係る申告および更正の請求に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. すでに2025年分の確定申告書の提出期限が経過しているため、所得税の還付を受けるための手続きを行うことはできない。
2. 更正の請求を行うことにより、所得税の還付を受けることができるが、その期限は2025年分の確定申告書の提出期限から5年以内である。
3. 還付申告を行うことにより、所得税の還付を受けることができるが、その期限は2025年分の確定申告書の提出期限から5年以内である。
4. 還付申告を行うことにより、所得税の還付を受けることができるが、その期限は2026年1月1日から5年以内である。

問14

所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題32)

(設問A) 株式会社R Bの東京本社に勤務する馬場さんは、2025年9月1日から2年間の予定でR B社の米国支店に転勤している。馬場さんは、今回の転勤に当たり家族全員を伴って赴任した。なお、馬場さんはR B社の役員ではなく、給与収入以外の収入はない。馬場さんの2025年9月1日以後の収入に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 米国での勤務に基因する給与であり、かつ、米国において支給されるものは日本の所得税が課されない。
2. 米国での勤務に基因する給与であり、かつ、米国において支給されるもののうち、日本在住の父母へ送金することを目的として、日本に本店がある銀行の東京支店に振り込まれるものは日本の所得税が課される。
3. 米国に本店がある銀行の東京支店に預け入れた外貨預金の利子には、日本の所得税が課される。
4. 米国赴任後に日本の自宅を賃貸したことにより生じる不動産所得には、日本の所得税が課される。

問 15

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。

(問題33)

(設問A) 木内さんは2023年7月に個人事業を開始した。木内さんの消費税に関する内容が以下のとおりであった場合、2025年分と2026年分について、木内さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
2023年分	上半期	—	—
	下半期	420万円	300万円
2024年分	上半期	490万円	320万円
	下半期	520万円	400万円
2025年分	上半期	850万円	640万円
	下半期	未定	未定

- ・ 上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。
- ・ 木内さんは、開業して以来「消費税課税事業者選択届出書」、「適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)」を提出したことはない。
- ・ 「給与等の金額」は、所得税法に規定する給与等の支払金額である。

- | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 1. 2025年分 | 課税事業者 | 2026年分 | 課税事業者 |
| 2. 2025年分 | 課税事業者 | 2026年分 | 免税事業者 |
| 3. 2025年分 | 免税事業者 | 2026年分 | 免税事業者 |
| 4. 2025年分 | 免税事業者 | 2026年分 | 課税事業者 |

(問題34)

(設問B) 消費税の簡易課税制度は、それぞれの事業の課税売上高に対し、第1種事業から第6種事業までの各事業について、各々に定められたみなし仕入率を適用して仕入税額控除額を計算するものであり、第1種事業から第6種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則としてその事業者が行う課税資産の譲渡等ごとに行われる。次の各選択肢の事業について、消費税の簡易課税制度において適用される事業区分(みなし仕入率)として、最も適切なものはどれか。

1. 卸売業を営む事業者が自己において事業用として使用していた営業車両を中古車買取業者に譲渡したことによる課税売上は、第1種事業(みなし仕入率90%)に該当する。
2. レストランの店内で食事を提供する飲食店業は、第3種事業(みなし仕入率70%)に該当する。
3. 製造業を営む事業者が他の者の製品に加工を施したことによる加工賃に係る課税売上は、第5種事業(みなし仕入率50%)に該当する。
4. 他の者から仕入れた食料品をそのまま性質、形状を変更することなく小売店舗で販売する小売業は、第2種事業(みなし仕入率80%)に該当する。

問 1 6

個人事業税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 5)

(設問A) 有馬さんの2026年分の所得税青色申告決算書（一般用および不動産所得用）の内容が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上（収入）金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、年の中途での廃業はなく、事業は1年を通して行われているものとする。

科目	事業所得の金額	不動産所得の金額
売上（収入）金額	1,200万円	925万円
必要経費	1,050万円	455万円
差引金額	150万円	470万円
青色事業専従者給与	240万円	—
青色申告特別控除前の所得金額	▲90万円	470万円
青色申告特別控除額	—	65万円
所得金額	▲90万円	405万円

- ・ 2025年に純損失40万円が発生しているが、適正に繰り越されている。
- ・ 事業所得および不動産所得を生じる事業はいずれも第1種事業に該当する。
- ・ 青色事業専従者給与の金額は、勤務の状況などからみて適正なものである。

1. 25,000円
2. 45,000円
3. 70,000円
4. 145,000円

問17

株式会社PGは、食料品の製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が100人未満の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、PG社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2024年11月1日～2025年10月31日）のPG社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

[租税公課に関する事項]

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	5,126千円
地方法人税（当期中間分の本税）	528千円
法人住民税（当期中間分の本税）	112千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,049千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	710千円
固定資産税	825千円
印紙税（過怠税20千円を含む）	450千円
不納付加算税（源泉所得税納付遅延に係るもの）	60千円
交通反則金	70千円

※交通反則金は業務の遂行に関連した行為に対して課されたものではなく、専務取締役が負担すべきものをPG社が負担したものである。

[接待交際費に関する事項]

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 創立記念日に従業員に対して一律に供与した飲食費の額（通常要する費用） 750千円
- ・ 当社の商品展示会に得意先の役員を招待した交通費、宿泊費等の費用 550千円
- ・ 当社得意先との打ち合わせ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 195千円
なお、上記は一次会の費用60千円と二次会の費用135千円の合計額であり、参加人数はいずれも15人である。また、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる。
- ・ 得意先への自社の社名入りカレンダーの贈答費用 660千円
（宣伝的効果を意図したもので、通常要する費用）
- ・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,855千円
- ・ その他税務上交際費と認められる金額（接待飲食費は含まれていない） 6,980千円

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

[役員報酬に関する事項]

当期において損金経理により、損益計算書上の役員報酬勘定に計上された金額のうち、250千円は、常務取締役に対し当期8月に支出した渡切交際費である。当該渡切交際費は、実質的な給与と認められるものであるため、役員報酬勘定に計上している。

[寄附金に関する事項]

当期に支出した320千円は、学術研究の経費のために国立大学法人に寄附した120千円と、代表取締役社長の長女の大学入学の際に入学先の私立大学に寄附した200千円である。

[減価償却費に関する事項]

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
野立て看板 (構築物)	280千円	280千円	0円	10年	2024年 11月6日	(注1)(注2) (注3)
電子計算機 (器具備品)	2,970千円	2,970千円	0円	4年	2025年 7月10日	(注1)(注2) (注4)

(注1) PG社は減価償却方法に関する届出は一切行っていない。

(注2) 自社使用の目的で取得した新品であり、貸付けの用に供されているものはない。

(注3) 当期11月に単価280千円のものを取得し、直ちに事業の用に供したものである。

(注4) 当期7月に単価270千円のもの11台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

[償却率等]

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
10年	0.100	0.200	0.250	0.06552

[貸倒損失に関する事項]

取引先名	貸倒損失の金額	備考
PH社	500千円	PH社に対し貸付金1,000千円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力からみて500千円は回収が困難であると認められる。そのため貸付金500千円を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
PI社	600千円	PI社に対し当期11月に発生した売掛金600千円を有しているが、債務超過状態が継続しており、当期に同社が民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、当期末において民事再生法の認可決定はされていない。
PJ社	700千円	継続的な取引先であるPJ社に対し貸付金700千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上が経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。

(問題36)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 5,916千円
2. 5,896千円
3. 5,846千円
4. 5,786千円

(問題37)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,085千円
2. 1,030千円
3. 970千円
4. 835千円

(問題38)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、PG社は「事前確定届出給与に関する届出書」を提出していないものとし、給与のうち不相当に高額な部分の金額はないものとする。

1. 640千円
2. 520千円
3. 450千円
4. 370千円

(問題39)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、特別償却は考慮しないものとする。

1. 252千円
2. 225千円
3. 224千円
4. 180千円

(問題40)

(設問E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,800千円
2. 1,300千円
3. 1,200千円
4. 1,100千円

(問題41)

(設問F) P G社の同業他社である株式会社P K（資本金1,000万円）の課税所得の推移が以下のとおりである場合、当期の第14期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、P K社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2011年8月1日～2012年7月31日	白色	▲300千円
第2期	2012年8月1日～2013年7月31日	青色	▲3,100千円
第3期	2013年8月1日～2014年7月31日	青色	▲510千円
第4期	2014年8月1日～2015年7月31日	青色	250千円
第5期	2015年8月1日～2016年7月31日	青色	▲1,520千円
第6期	2016年8月1日～2017年7月31日	青色	370千円
第7期	2017年8月1日～2018年7月31日	青色	230千円
第8期	2018年8月1日～2019年7月31日	青色	▲130千円
第9期	2019年8月1日～2020年7月31日	青色	820千円
第10期	2020年8月1日～2021年7月31日	青色	470千円
第11期	2021年8月1日～2022年7月31日	青色	320千円
第12期	2022年8月1日～2023年7月31日	青色	600千円
第13期	2023年8月1日～2024年7月31日	青色	840千円
第14期	2024年8月1日～2025年7月31日	青色	1,390千円

・ 災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 1,390千円
2. 1,360千円
3. 1,320千円
4. 720千円

問18

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題42)

(設問A) 株式会社RPの取締役である橋口さんは、2025年中に個人所有の土地をRP社に譲渡した。土地の譲渡等に関する内容が以下のとおりである場合、この土地の譲渡に係る橋口さんの2025年分の所得税および住民税の合計額として、正しいものはどれか。なお、この土地は橋口さんの居住の用に供されたことはない。また、解答に当たっては、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の額を計算し、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

取得に係る内容	取得年月	2016年3月
	取得費	2,700万円
譲渡に係る内容	譲渡年月	2025年10月
	譲渡価額	3,900万円
	譲渡時の時価	8,400万円
	譲渡費用	200万円
譲渡所得に係る税率	所得税	15%
	住民税	5%

1. 200万円
2. 240万円
3. 1,100万円
4. 1,140万円

(問題43)

(設問B) (問題42)の場合における、RP社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. RP社における土地の取得価額は、橋口さんの土地の取得費2,700万円である。
2. RP社における土地の取得価額は、購入価額である3,900万円である。
3. RP社における土地の取得価額は、購入時の時価である8,400万円の2分の1に相当する4,200万円である。
4. RP社における土地の取得価額は、購入時の時価である8,400万円である。

問19

これまで個人で飲食店を営んできた若杉さんは、事業拡大を機に株式会社への法人成りを考えるようになりました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題44)

(設問A) 会社設立後のある事業年度(1月1日から12月31日までの12ヵ月)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、この事業年度において役員の職制上の地位変更などの臨時改定事由および経営の状況が著しく悪化したことなどの業績悪化改定事由は生じていないものとする。

支給日	金額	備考	支給日	金額	備考
1月25日	60万円		7月25日	60万円	
2月25日	60万円		8月25日	40万円	(注2)
3月25日	60万円	(注1)	9月25日	40万円	
4月25日	60万円		10月25日	40万円	
5月25日	60万円		11月25日	40万円	
6月25日	60万円		12月25日	40万円	

(注1) 2月26日開催の定時株主総会において、3月以降に支給する給与についてこれまでと同額の給与を支給する決議を行った。

(注2) 7月26日に臨時株主総会を開催し、会社の営業利益を確保することのみを目的に、8月からの給与を月額60万円から40万円に減額する決議を行った。

1. 620万円
2. 200万円
3. 100万円
4. 0円

(問題 4 5)

(設問B) 若杉さんは、法人設立の日の属する事業年度から以下のとおり法人税等に関する処理を行いたいと考えている。この場合における税務上の届出書または申請書（以下「届出書等」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、若杉さんは設立した法人の代表取締役就任するものとする。

- ・ 法人税の申告を青色申告により行う。なお、若杉さんは、個人の事業所得に係る確定申告も開業時から青色申告により行っている。
- ・ 若杉さんと生計を一にする若杉さんの妻に給与を支給して、その給与を損金に算入する。なお、妻は法人の事業に従事しているが、役員には該当しないものとする。
- ・ 給与に関して、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付することができる「源泉所得税の納期の特例」の適用を最初の給与支払日より受ける。なお、最初の給与支払日は、設立の日の属する月の翌月末日の予定である。
- ・ 備品（固定資産）の減価償却に係る償却限度額の計算方法として定額法を採用する。

1. 最初の給与支払日より「源泉所得税の納期の特例」の適用を受けるためには、最初に給与を支給した日から1ヵ月以内に、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出しなければならない。
2. 法人税の申告を青色申告により行うためには、設立の日以後2ヵ月を経過した日と設立の日の属する事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
3. 若杉さんの妻に支給した給与を損金に算入するためには、設立の日の属する事業年度終了の日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
4. 固定資産に該当する備品の減価償却について、償却限度額の計算方法として定額法を採用するためには、法人設立の日の属する事業年度に係る法人税の確定申告書の提出期限までに、「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなければならない。

(問題 4 6)

(設問C) 若杉さんは、法人成りを検討するために会社法について調べた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 株式会社のうち株式譲渡制限会社は、取締役が1人であっても会社を設立することができる。
2. すべての株式会社は、監査役を最低1名選任しなければならない。
3. すべての株式会社は、取締役会を設置しなければならない。
4. 取締役を選任する場合には、原則として、株主総会に議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となる。

(問題47)

(設問D) 若杉さんの友人が経営する株式会社QMの株主構成が以下のとおりである場合、法人税法上の株主の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、QM社の株式はすべて普通株式であり、議決権は各株式均等に付与されているものとする。

株主氏名	役職	持株割合	備考
桑原浩一	代表取締役	65%	—
近藤雅樹	取締役営業部長	18%	近藤百合の夫
荒木和男	取締役総務部長	12%	桑原浩一の友人
近藤百合	経理部長	3%	桑原浩一の長女
桑原裕太	名古屋支店長	2%	桑原浩一の長男

※近藤百合および桑原裕太は、いずれもQM社の経営に従事していない。

1. 近藤雅樹は、法人税法上の使用人兼務役員に該当しない。
2. 荒木和男は、法人税法上の使用人兼務役員に該当しない。
3. 近藤百合は、法人税法上のみなし役員に該当する。
4. 桑原裕太は、法人税法上のみなし役員に該当する。

(問題48)

(設問E) 若杉さんの知人でG X株式会社の代表取締役を務めていた安藤さんは、2025年11月30日にG X社の代表取締役を退任した。G X社が以下のような生命保険の解約返戻金の受領および退職金の支給決議を行った場合、G X社の当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の法人税における所得金額の変動に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

<G X社の生命保険契約に係る内容>

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ① G X社が受け取った安藤さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金 | 4,500万円 |
| ② G X社の保険金受取時の貸借対照表の保険積立金 | 3,000万円 |

※すべて①の生命保険に該当するもので、税務上適正額である。

<安藤さんの退職金に係る内容>

- | | |
|------------------------|---------|
| ○G X社より安藤さんに支給された退職一時金 | 4,500万円 |
|------------------------|---------|

- ・ 安藤さんの退職金は税務上適正額と認められる。
- ・ G X社は2025年10月に臨時株主総会を開催して退職金の額が適法に決定され、2025年12月に支給された。
- ・ 安藤さんは、代表取締役の退任後、会社の経営には携わっておらず、役員報酬も受け取っていない。

1. 所得金額は4,500万円減少する。
2. 所得金額は3,000万円減少する。
3. 所得金額は変わらない。
4. 所得金額は1,500万円増加する。

問20

次のRS株式会社の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、問題の性質上、財務諸表の一部を空欄にしています。

製造原価報告書			
	自	2025年4月 1日	
	至	2026年3月31日	
			(単位：百万円)
I	直接材料費		6,300
II	直接労務費		5,900
III	製造間接費		
	間接材料費	2,000	
	間接労務費	1,300	
	間接経費	1,500	4,800
	当期総製造費用		()
	期首仕掛品棚卸高		1,700
	計		()
	期末仕掛品棚卸高		()
	当期製品製造原価		()

損益計算書			
	自	2025年4月 1日	
	至	2026年3月31日	
			(単位：百万円)
I	売上高		30,000
II	売上原価		
	期首製品棚卸高	2,500	
	当期製品製造原価	()	
	計	()	
	期末製品棚卸高	2,700	()
	売上総利益		()
III	販売費及び一般管理費		7,500
	営業利益		(ア)

貸借対照表		2026年3月31日現在		(単位：百万円)
[資産の部]		[負債の部]		
I	流動資産	I	流動負債	
	現金預金		買掛金	1,200
	売掛金		未払金	1,600
	材料		短期借入金	()
	仕掛品		流動負債合計	()
	製品			
	流動資産合計	II	固定負債	
			長期借入金	9,700
II	固定資産		固定負債合計	()
	建物		負債合計	()
	機械装置			
	工具器具備品		[純資産の部]	
	土地		資本金	3,000
	固定資産合計		利益剰余金	12,000
	資産合計		純資産合計	15,000
			負債・純資産合計	30,000

(問題49)

(設問A) 財務諸表の空欄 (ア)、(イ) にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 5,700 (イ) 2,000
2. (ア) 5,700 (イ) 2,200
3. (ア) 6,000 (イ) 2,000
4. (ア) 6,200 (イ) 2,200

(問題50)

(設問B) RS社の財務諸表等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 売上高営業利益率は15%を下回っている。
2. 固定長期適合率は100%を上回っている。
3. 売上債権回転期間は1ヵ月を上回っている。
4. 総資産回転率は0.5を下回っている。